

「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令」の制定に際し、意見公募手続を
実施しなかった理由について

令和 8 年 9 月 30 日
厚生労働省

今般制定された、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 145 号）は、令和 8 年熊本地震の影響を踏まえ、災害復旧のため、認定訓練助成事業費補助金の特例を緊急に定める必要があるものであり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 1 号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八 （略）

担当：厚生労働省 人材開発統括官付企業内人材開発支援室